

令和元年

第20回教育委員会会議
議案（第53号）

秋田県教育委員会

議案第五十三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 その退職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>三 略</p> <p>第六十八條の二 条例第二十三條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係） イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表 昇格した日の前日</p>	<p>第六十七条の二 条例第二十二條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては短時間勤務職員に限る。）となつた者</p> <p>イ、ニ 略</p> <p>三 略</p> <p>第六十八條の二 条例第二十三條第一項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。</p> <p>一 その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であつた者</p> <p>二・三 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第9 昇格時号給対応表（第24条関係） イ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表 昇格した日の前日</p>

に受けていた号給	2級	3級	4級
略	略		
82	57		
83	58		
84	58		
85	59		
86	59		
87	60		
88	60	略	略
89	61		
90	61		
91	62		
92	62		
略	略		
94	63		
略	略		

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
95	53		
略	略		
97	54		
98	54		
99	55		
100	55		
101	55		
102	56		
103	56		

に受けていた号給	2級	3級	4級
略	略		
82	58		
83	59		
84	60		
85	61		
86	61		
87	61		
88	62	略	略
89	62		
90	62		
91	63		
92	63		
略	略		
94	64		
略	略		

ロ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略		
95	54		
略	略		
97	55		
98	55		
99	56		
100	56		
101	57		
102	57		
103	57		

104	56		
105	57		
106	57		
107	57		
108	58		
109	58		
110	58	略	略
111	59		
112	59		
113	59		
114	60		
115	60		
116	60		
略	略		
119	61		
120	61		
121	61		
略	略		
125	62		
126	62		
略	略		
131	63		
略	略		

ハ 略

ニ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略			
79	45			

104	58		
105	58		
106	58		
107	59		
108	59		
109	59		
110	60	略	略
111	60		
112	60		
113	61		
114	61		
115	61		
116	61		
略	略		
119	62		
120	62		
121	62		
略	略		
125	63		
126	63		
略	略		
131	64		
略	略		

ハ 略

ニ 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略	略			
79	46			

備考 略	略	略	略	略	略
	81	46			
	82	46			
	83	47			
	84	47			
85	47				
備考 略	略	略	略	略	略
	81	47			
	82	47			
	83	48			
	84	48			
85	49				

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第九の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会と協議して別に定めるところにより号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

令和元年十二月二十六日提出

理由 秋田県教育委員会教育長 米 田 進

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正に伴い、昇格時の対応号給を改定するほか、所要の規定の整理を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正に伴い、昇格時の対応号給を改定するほか、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 給料表の改定に伴い、職員を昇格させた場合においてその者が受けることとなる号給を改めることとする。（別表第9関係）
- (2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。
- (2) 改正後の2(1)の規定は、平成31年4月1日から適用することとする。
- (3) この規則の施行に関し、所要の経過措置を規定することとする。

令和元年

第20回教育委員会会議
議案（第54号）

秋田県教育委員会

議案第五十四号

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案
 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則
 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則（秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条第五項及び第六項の規定に基づき、意見の聴取、事実の確認の方法並びに児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であることの認定の手續及び指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導が不適切である教員の認定の申請等)</p> <p>第二条 市町村教育委員会又は県立学校の長は、当該市町村教育委員会又は県立学校に所属する公立学校教員（秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師（非常勤の講師を除く。）をいう。以下同じ。）が精神疾患その他の疾患以外の理由により次条第一項各号のいずれかに該当すると思われ、かつ、法第二十五条第一項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を受けることにより児童等に対する指導が改</p>	<p>公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づき、意見の聴取、事実の確認の方法並びに児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であることの認定の手續及び指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指導が不適切である教員の認定の申請等)</p> <p>第二条 市町村教育委員会又は県立学校の長は、当該市町村教育委員会又は県立学校に所属する公立学校教員（秋田県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師（非常勤の講師を除く。）をいう。以下同じ。）が精神疾患その他の疾患以外の理由により次条第一項各号のいずれかに該当すると思われ、かつ、法第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下「指導改善研修」という。）を受けることにより児童等に対する指導が改</p>

善すると思われるときは、県教育委員会に対し、次に掲げる書類を添えて、同項に規定する認定の申請をしなければならない。

一・二 略

(指導改善研修)

第五条 県教育委員会が行う法第二十五条第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。

一〜三 略

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、公立学校教員に係る法第二十五条第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

善すると思われるときは、県教育委員会に対し、次に掲げる書類を添えて、同項に規定する認定の申請をしなければならない。

一・二 略

(指導改善研修)

第五条 県教育委員会が行う法第二十五条の二第四項の規定による認定は、次に掲げる程度のいずれに該当するかについて行うものとする。

一〜三 略

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、公立学校教員に係る法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年十二月二十六日提出

理 由 秋田県教育委員会教育長 米 田 進

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要がある。

公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要がある。

2 改正内容

引用している題名及び条項を改めることとする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

令和元年

第20回教育委員会会議
議案（第55号）

秋田県教育委員会

議案第五十五号

秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案
 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五法律第二百六十一号)第二十三条の二第二項の規定に基づき、市町村教育委員会が行う地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事評価の対象者、評価者及び調整者)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 臨時的任用職員の人事評価は、前項に準じて行うこととする。</p> <p>3 会計年度任用職員の人事評価は、教育長が別に定めることとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五法律第二百六十一号)第二十三条の二第二項の規定に基づき、市町村教育委員会が行う地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(人事評価の対象者、評価者及び調整者)</p> <p>第二条 略</p> <p>(講師の人事評価)</p> <p>第十二条 前各条の規定にかかわらず、校長は、別に定めるところにより、所属する学校の講師を対象に人事評価を行うことができる。</p>

(秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 秋田県立学校職員の人事評価に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「委員会」という。）が行う県立学校に勤務する職員（以下「委員」という。）が行う県立学校に勤務する職員（以下「委員」という。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（人事評価の対象者、評価者及び調整者）</p> <p>第二条 略</p> <p>2 臨時的任用職員の人事評価は、前項に準じて行うこととする。</p> <p>3 会計年度任用職員の人事評価は、教育長が別に定めることとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、秋田県教育委員会（以下「委員会」という。）が行う県立学校に勤務する職員（臨時任用職員を除く。以下同じ。）の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（人事評価の対象者、評価者及び調整者）</p> <p>第二条 略</p> <p>（講師の人事評価）</p> <p>第十二条 前各条の規定にかかわらず、校長は、別に定めるところにより、所属する学校の講師を対象に人事評価を行うことができる。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和元年十二月二十六日提出

理 由

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員等を人事評価の対象とする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立
学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員等を人事評価の対象とする必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

2 改正内容

- (1) 市町村立学校職員の会計年度任用職員及び臨時的任用職員に対して、人事評価を行うこととする。（第 1 条関係）
- (2) 県立学校職員の会計年度任用職員及び臨時的任用職員に対して、人事評価を行うこととする。（第 2 条関係）

3 施行期日

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとする。